

会計年度任用職員（補助業務） 登録案内

和泉市会計年度任用職員として採用する方を下記のとおり募集します。本募集案内は補助的な業務に従事する会計年度任用職員を募集するもので、申し込んだ方を登録し、選考の上、採用候補者に個別に連絡します。申し込んだ方の全員に採用可否を連絡するものではありませんのでご注意ください。

なお、申込書の記載事項が正しくないこと等が判明した場合、採用を取り消すことがあります。

本ページに記載している職務内容と勤務条件は、**代表的な職種**の内容を示しています。

1 職務内容(代表的な職種の内容です)

正職員の補助業務（例）窓口・電話対応、パソコンによる書類作成 等

※変更の範囲：市の定める部署の分掌する業務を行う正職員の補助

2 職務の場所(代表的な職種の内容です)

市の定める部署

※変更の範囲：市の定める部署

3 申込資格(代表的な職種の内容です)

①対象者：65歳未満(任用開始日時点)

②欠格事項：次のいずれかに該当する人は申し込むことができません

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 和泉市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 勤務条件(代表的な職種の内容です)

③任用期間：任用日から当該年度末まで(ただし、業務の発生状況により任用期間は異なる)

④勤務日数：月曜日から金曜日の週5日勤務

⑤休日：土・日・祝日

⑥勤務時間：9時00分～17時15分

⑦休暇：年次有給休暇(任用期間に応じて最大20日)、特別休暇など

⑧報酬額：225,600円／月から ※任用期間に応じて期末勤勉手当(最大年間3.55月分)支給あり

⑨通勤補助：上限5,600円／月(自宅から勤務場所までの距離によります。)

一部の職種については上限260円／日となる場合があります。

⑩社会保険等：雇用保険、健康保険、厚生年金、市条例による公務災害補償(または労災保険)

※各種保険等は勤務時間数等により未加入となる場合があります

※上記は令和8年4月時点のものであり、条例等の改正により変更される場合があります。

5 選考方法

申し込んだ方を採用希望者として登録し、その中から書類選考により採用候補者を決定し、個別に連絡します。その際に面接試験を行う場合があります。

採用希望者登録の有効期限は提出後1年間とします。

6 応募方法・期限

次のいずれかの方法で申し込んでください。

ア)インターネットで申し込む場合(電子申請)		イ)持参・郵送で申し込む場合
URL(パソコンから)	QRコード(スマートフォンから)	別紙「会計年度任用職員(補助業務)申込書」により、下記へ提出してください。 提出先： 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市役所人事課（市役所本館3階）
https://logoform.jp/form/8zRz/391685		

7 その他

配属部署によっては、子ども性暴力防止法の対象部署(業務)となる場合があります。特定性犯罪の前科がある場合は、子ども性暴力防止法に基づき、対象業務に従事させないこと等の措置を講じる必要がありますので、配属部署が対象部署(業務)となる場合については、当業務の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。そのため、配属部署が対象部署(業務)となる場合は、採用選考時にその旨をお伝えした上で、採用選考過程において、特定性犯罪の前科がないことの確認を行います。

8 問合せ先

和泉市役所人事課(電話：0725-99-8113 FAX：0725-45-9352)